第四項の表一一八の項を次のように改める。

118	⑴　高知県安芸郡安田町正弘字溜り水2297―3　（658.10） ⑵　高知県室戸市元字東下野乙204―3　（163.10）	北緯33度28分51秒東経133度58分48秒の地点と北緯33度19分57秒東経134度05分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度18分26秒東経134度06分37秒の地点と北緯33度18分12秒東経134度06分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

四十一　平成二十三年総務省告示第二百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表三の項及び四の項を次のように改める。

3	⑴　愛知県新城市下吉田字城山1―19　（700.00） ⑵　静岡県浜松市北区滝沢町1―385　（391.00）	北緯34度55分06秒東経137度38分44秒の地点と北緯34度51分51秒東経137度42分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	⑴　静岡県浜松市北区都田町103―2　（120.30） ⑵　静岡県浜松市北区滝沢町1―385　（391.00）	北緯34度48分19秒東経137度42分01秒の地点と北緯34度51分43秒東経137度42分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

四十二　平成二十四年総務省告示第六十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一一の項及び一一二の項を削る。

○農林水産省告示第千六百二号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第五条の二第一項及び農業機械化促進法施行令（昭和四十年政令第二百九号）第二条の規定に基づき、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を次のように定めたので、同法第五条の二第一項の規定に基づき公表する。

平成二十五年五月十六日　　農林水産大臣　林　芳正

高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針

我が国の農業の機械化については、農業生産力の増進と農業経営の改善を図る観点から、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）等における試験研究及びその成果の実用化を促進するとともに、各種の融資、助成等の措置を通じて高性能農業機械等の計画的な導入に努めてきたところである。

一方、我が国の農林水産業・農山漁村は、農業生産額の減少や担い手の高齢化など多くの課題が山積しており、農業の生産性向上・競争力強化等体質強化への取組促進は喫緊の課題となっている。

このような中で、我が国農業が食料の安定供給や多面的機能の発揮という役割を持続的に果たしていけるように、意欲ある農業者が経営発展に取り組んでいくためには、高度な情報通信技術や産業機械技術、環境制御等の先端技術を活用した農畜産物の低コスト生産技術体系の確立や、消費者のニーズ等に則した環境にやさしい栽培方法による農畜産物の供給に向けた取組の推進のため、農業機械化のなお一層の促進が急務となっている。また、農業機械化を促進するに当たっては、農業者自身が安全に作業を実施できるよう、農業機械の安全性向上を図ることが重要な課題となっている。

こうした現状を踏まえ、農業の体質強化に資する農作業の省力化・低コスト化、環境にやさしい栽培方法による農畜産物の提供及び農業者の安全な農作業の実施等を可能とする高性能農業機械を開発するとともに、その実用化を促進し、農業者等が効果的に導入することにより、我が国農業の構造改革の加速化に資するよう所要の措置を講ずることとした。

以上の考えに立脚して、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定めるものとする。

第１　研究機構が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その目標及びその実施方法に関する事項

１　高性能農業機械の開発方針

研究機構が行う高性能農業機械の開発は、政策の方向性や生産現場等の開発ニーズ、生産される農畜産物の品質・需要動向に則しつつ、我が国農業の発展に資するよう、次の開発方針に基づき実施する。

⑴　農作業の省力化・低コスト化を図り規模拡大等による農業経営の体質強化に資する機械

一層の高性能化や未機械化分野の新たな機械の開発、農業機械の低コスト化等による農業経営のコスト低減、規模拡大等による体質強化に資する高性能農業機械

⑵　消費者ニーズ等に則した安全で環境にやさしい農業の確立に資する機械

農業生産資材の節減、地球温暖化の防止に向けた温室効果ガスの排出削減、農薬の飛散低減等による消費者ニーズ等に則した農畜産物生産の推進に資する高性能農業機械

⑶　農作業の安全性向上に資する機械

農作業事故の実態を踏まえた農作業の安全性向上に資する高性能農業機械

２　試験研究の対象とすべき高性能農業機械及びその目標

⑴　農作業の省力化・低コスト化を図り規模拡大等による農業経営の体質強化に資する機械

ア　いちごパック詰めロボット

ロボット技術によるいちごの自動パック詰め

イ　落花生収穫機

落花生収穫作業の機械化による効率的な掘取・反転

ウ　トラクター直線作業補助装置

トラクターの直線作業の補助装置による高精度化

エ　中山間地域対応型栽培管理ビークル

作業車による傾斜地、小区画ほ場における栽培管理の省力化

オ　送風補助式静電防除機

施設内において送風補助を用いた薬液散布による高精度な自動防除

カ　茶栽培用資材被覆・除去装置

作業機による効率的な遮光資材の被覆・除去

⑵　消費者ニーズ等に則した安全で環境にやさしい農業の確立に資する機械

ア　高能率水稲等種子消毒装置

過熱水蒸気を利用した高能率な種子消毒

イ　ブームスプレーヤのブーム振動制御装置

ブームの上下・前後方向の振動抑制による農薬の高精度かつ高効率な散布

ウ　高能率水田用除草装置

作業車の前方等に装着する作業機による高能率かつ高精度な除草

エ　微生物環境制御型脱臭システム

悪臭負荷の変動を低減・平準化して微生物環境を制御

⑶　農作業の安全性向上に資する機械

ア　乗用型トラクターの片ブレーキ防止装置

片ブレーキの適切な連結による安全な作業

イ　自脱コンバインの手こぎ部の緊急即時停止装置

手こぎ時のまき込まれ防止による安全な作業